

成田市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

成田市 Facebook ページ運用方針

成田市では、職員がツイッター・フェイスブック・ブログといったソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を定めた「成田市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を策定しました。

定義

ソーシャルメディアとは、ツイッター・フェイスブック・ブログ・電子掲示板・ホームページなどに代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

目的

ソーシャルメディアは有用な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、あるいは意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害した場合には、市政に対して多大な影響を及ぼす場合もあることから、職員が情報発信の際に留意すべき事項を明らかにするものです。

発信内容

行政情報・イベント情報・緊急情報などをお知らせします。

運用管理者

成田市企画政策部広報メディア推進課長

運用担当者

成田市企画政策部広報メディア推進課職員

利用方法

- (1) ユーザーは閲覧・コメントなど自由に利用することができます。
- (2) ただし、ユーザーのコメントに対し、運用担当者は原則として回答しません。
- (3) 成田市へのご意見・ご質問は、各担当課への「外部メール」または市公式 Web サイトの「市長へのメール」などを利用してください。

禁止事項

次に定める投稿は禁止しておりますので、予告なく削除することがあります。

- (1) 法律・法令などに違反する内容、または違反するおそれがある内容

- (2) 人権・思想・信条などで差別する内容または差別を助長させる内容
- (3) 政治活動・選挙活動・宗教活動またはこれらに類する内容
- (4) わいせつな表現を含む不適切な内容
- (5) 特定の個人・団体などを誹謗中傷する内容または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (6) 著作権・商標権・肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害する内容
- (7) 広告・宣伝・勧誘・営業活動・その他営利を目的とする内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害する内容
- (9) 公序良俗に反する内容
- (10) その他運営管理者が不適切と判断した内容

知的財産権

- (1) 当ページに掲載している個々の情報(文章・写真・イラストなど)に関する知的財産権は成田市に帰属します。
- (2) 当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

個人情報について

当ページで取得した個人情報については、市公式 Web サイトの「プライバシーポリシー」に準じ、適切に取り扱います。

免責事項

- (1) 成田市は、当ページに掲載した情報の正確性・完全性・有用性などを保証するものではありません。
- (2) 成田市は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 成田市は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者のトラブルにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 上記の他、成田市は、当ページに関連する事項に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5) 成田市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

附則

このガイドラインは、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

このガイドラインは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。